

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	健康管理に関する事務
事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 健康教育 健康相談 訪問指導 総合的な保健推進事業 健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2第1項に基づく健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 がん検診 歯周疾患検診 母子保健法(昭和40年法律第141号)第5条第2項に基づく母子保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 保健指導 健康診査 訪問指導 健康相談等 <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 野々市市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 対象者に個別通知をするための情報の管理 受診等の記録の利用と管理 受診等の記録から調査及び報告に利用 母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成
システムの名称	健康管理システム、妊婦健診管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル、妊婦健診管理システムデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第49項及び第76項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)</p> <p>番号法第19条第8号、同法別表第2の56の2の項、69の2の項、102の2の項</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)</p> <p>番号法第19条第8号、同法別表第2の69の2の項、102の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部健康推進課
所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長 肥田 千春	健康推進課長 綿野 敏紀	事後	
平成28年7月22日	1対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成28年7月22日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長 綿野 敏紀	健康推進課長 肥田 千春	事後	
平成29年5月23日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長 肥田 千春	健康推進課長	事後	
平成30年6月28日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年6月6日時点	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和1年12月17日	4情報提供ネットワークシステムによる情報提供 実施の有	実施しない	実施する	事前	
令和1年12月17日	4情報提供ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	-	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号、同法別表第2の56の2の項、69の2の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号、同法別表第2の69の2の項	事前	
令和1年12月17日	1対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	
令和1年12月17日	1対象人数	平成30年6月6日時点	令和1年12月17日時点	事前	
令和2年10月1日	-1対象人数	令和1年12月17日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月1日	-2取扱者数	平成30年6月6日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	-1対象人数 及び -2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年2月28日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 がん検診	骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 がん検診 歯周疾患検診	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号、同法別表第2の56の2の項、69の2の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号、同法別表第2の69の2の項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号、同法別表第2の56の2の項、69の2の項、102の2の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号、同法別表第2の69の2の項、102の2の項	事前	
令和4年2月28日	1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年6月21日	-1 対象人数 及び -2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	-1 対象人数 及び -2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	